

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成30年1月22日)

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|--|
| <p>第5条（口座の開設）</p> <p><<個人のお客様>></p> <p>（1）満年齢が20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</p> <p><<法人のお客様>></p> <p><<取引担当者基準>></p> <p>（1）満年齢が満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</p> <p>3 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、平成28年12月19日より施行する。</p> | <p>第5条（口座の開設）</p> <p><<個人のお客様>></p> <p>（1）満年齢が20歳以上<u>80歳以下</u>の行為能力を有する個人であること</p> <p><<法人のお客様>></p> <p><<取引担当者基準>></p> <p>（1）満年齢が20歳以上<u>80歳以下</u>の行為能力を有する個人であること</p> <p>3 当社は、満年齢が<u>81歳以上</u>のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、<u>平成30年1月22日</u>より施行する。</p> |